

各務原市不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱

(平成22年5月31日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、本市が廃棄物の不法投棄対策として市内に設置する不法投棄監視カメラの設置及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不法投棄 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第16条の規定に違反して、廃棄物を捨てる行為をいう。
- (2) 監視カメラ 不法投棄を防止することを目的として設置される装置で、撮影及び画像の記録の機能を有するものをいう。
- (3) 画像 監視カメラにより記録された画像をいう。
- (4) 関係機関 各務原警察署及び岐阜県の廃棄物担当部署をいう。

(市の責務)

第3条 市長は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、監視カメラの設置及び運用に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(監視カメラの設置)

第4条 市長は、不法投棄が多発し、又はその恐れがある地区のうち、市民、職員等から得られた不法投棄に関する情報を総合的に勘案し、必要と認める場所に監視カメラを設置するものとする。

(監視カメラ設置の表示)

第5条 市長は、監視カメラの設置場所の周辺に、監視カメラによる監視を行っている旨の表示することができる。

(管理責任者及び管理者)

第6条 市長は、監視カメラの適正な設置及び画像の適正な管理を図るため、管理責任者及び管理者を置くものとする。

- 2 管理責任者は、不法投棄関連業務を担当する課等の長とする。
- 3 管理者は、管理責任者が指定した者とし、管理責任者の指示を受けて監視カメラ及び画像の管理を行う。

(画像の管理)

第7条 管理者は、画像に不法投棄又はこれに付随する行為等が撮影されていなかったときは、速やかに当該画像を消去しなければならない。

2 管理者は、不法投棄又はこれに付随する行為等が撮影されていた画像は、必要が無くなり次第速やかに消去しなければならない。

(画像の提供)

第8条 市長は、利用目的以外の目的のために画像を利用（以下「目的外利用」という。）し、又は関係機関に提供（以下「外部提供」という。）してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合で、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないときは、目的外利用又は外部提供することができる。

(1) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づく提供その他法令等の規定に基づくとき。

(2) 個人の生命、身体、健康又は財産に対する急迫の危険を避けるため、やむを得ないとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日決裁）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。